

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「等級4又は等級5」を「等級4以上」に改め、同条第二項第五号中「等級4及び」を「等級5以上及び」に、「の等級5」を「の等級6」に改め、「建築物」の下に「（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。）」を加え、「等級4又は等級5」を「等級4以上」に改め、同条第三項第六号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「の等級4又は等級5」を「の等級4以上」に、「等級3、等級4又は等級5」を「等級3以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。